

【幼稚園免許特例制度について】

本特例制度では、「保育士資格」と「保育士等としての勤務経験」がある方は、単位数を軽減して幼稚園教諭免許状を取得することができます。取得条件となっている、基礎資格、在職年数、単位数は以下のとおりです。なお、この特例は令和7年3月31日までの期限付き特例です。期間内に免許状を申請しなければ、特例を適用させることはできませんのでご注意ください。

※令和2年3月31日までの特例でしたが、延長になりました。

幼稚園教諭一種免許状の

基礎資格

- ・学士の学位を有する
- ・指定保育士養成施設を卒業
又は保育士試験に合格

一 種 、 二 種 共 通 条 件

特定の施設(注1)において保育士等(注2)として、良好な成績で勤務した旨の証明を有することを必要とする**在職年数(注3)**

3年かつ4, 320時間以上

大学等において修得することを必要とする**単位数**

8単位

幼稚園教諭二種免許状の

基礎資格

- ・指定保育士養成施設を卒業
又は保育士試験に合格

(注1) 保育士等の在職年数が認められる施設は、山形県HPページにリストを掲載しています。

(注2) 「保育士等」には、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む）において専ら幼児の保育に従事する職員（預かり保育を担当する職員等）を含む。

(注3) 在職年数については、基礎資格を取得した後のものに限る。

大学等において修得することが必要な最低単位数の内訳

教科及び教職に関する科目	保育内容の指導法に関する科目並びに教育の方法及び技術に関する科目	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	2単位
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	
	教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	2単位
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)(注4)	2単位
	教育課程の意義及び編成の方法に関する科目	教職課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	1単位
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	幼児理解の理論及び方法	1単位	

(注4) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項には、日本国憲法の内容（とりわけ第26条（教育を受ける権利））が取り扱われていること。

※ 原則として、幼稚園教諭特例制度向けに開設された科目の単位を修得すること。